

特定非営利活動法人

# 庄内海岸のクロマツ林をたたえる会

## 平成28年度 総会資料

期日 平成28年 3月21日（月）午後2時より

場所 酒田勤労者福祉センター 2F 第1第2研修室

酒田市緑町19-10 TEL0234-26-2644

特定非営利活動法人

庄内海岸のクロマツ林をたたえる会

<事務所> 998-0864 酒田市新橋2丁目26-16

TEL0234-21-5033 FAX0234-21-5034

ac-shonai@ebony.or.jp

特定非営利活動法人

庄内海岸のクロマツ林をたたえる会

## 総 会 次 第

1. 開 会

2. 理事長あいさつ

3. 協 議

議 1号 平成27年度事業報告承認の件

議 2号 平成27年度決算報告承認の件

監査報告

議 3号 定款変更の件

議 4号 平成28年度事業計画(案)承認の件

議 5号 平成28年度予算(案)承認の件

5. その他

6. 閉 会

以 上

平成 27 年度 事業報告書

平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日まで

特定非営利活動法人 庄内海岸のクロマツ林をたたえる会

1 事業の成果

- ・以下の事業を実施した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数
①庄内海岸砂防林 の保全整備	・山をきれいにする運動 (酒田市) への実施協力	(A) H27 年 4 月 25 日 (土) (B) 酒田市光ヶ丘 (C) 2 人	(D) 酒田市民 (E) 不特定多数
	・松林ボランティアオー ナー活動	(A) H27 年 4 月 25 日 (土) H27 年 7 月 11 日 (土) H27 年 11 月 14 日 (土) (B) 酒田市浜中字八間山 (C) 4 月 3 人、7 月 6 人、 11 月 4 人	(D) 一般市民 (E) 不特定多数
	・光ヶ丘松林ボランティ ア (酒田市) 実施協力	(A) H27 年 6 月 27 日 (土) H27 年 9 月 26 日 (土) (B) 万里の松原 (C) 6 月 5 人、9 月 3 人	(D) 酒田市民 (E) 6 月は当日悪天候で 中止となったが、自主的 に活動実施、9 月約 100 人
	・クリーンアップ in 浜中・ 十里塚参加協力	(A) H27 年 11 月 3 日 (火) (B) 酒田市浜中・十里塚 (C) 3 人	(D) 山形県民 (E) 約 50 人
	・「砂防林を育てよう」 (酒田市) 活動実施協力	(A) H27 年 11 月 14 日 (土) (B) 酒田市立美術館周辺松林 (C) 4 人	(D) 酒田市民 (E) 不特定多数

②歴史的遺産としてのクロマツ林の公益性を啓発するための企画	・第5回海岸林見学学習会	(A) H27年9月13日(日) (B) 十坂コミセン～遊佐海岸林 (C) 4人	(D) クロマツ林に関心のある団体、個人 (E) 25人
	・第11回クロマツシンポジウム	(A) H27年12月20日(日) (B) 酒田市勤労者福祉センター (C) 5人	(D) クロマツ林に関心のある団体・個人 (E) 52人
	・庄内砂丘の海岸林パンフレットの販売	(A) 通年 (B) 宮脇書店、イベント等 (C) 1人	(D) 一般市民 (E) 不特定多数
③クロマツ林の歴史資料の保存管理を図り合わせて国際交流に資する	本年度は実施しなかった。	—	—
④間伐材などの有効利用と継続可能資源としての研究開発	本年度は実施しなかった。	—	—
⑤砂防林に親しみ、癒される体験型観光の提言立案	本年度は実施しなかった。	—	—
⑥子どもたちや高齢者の心身の健康に供する作業企画	・光陵高校森林ボランティア活動の実施支援	(A) H27年4月30日(木) (B) 酒田市光ヶ丘松林 (C) 1人	(D) 光陵高校学生 (E) 1200人
	・西荒瀬保育園・しんちゃん森整備活動の実施支援	(A) H27年5月23日(土) (B) 西荒瀬保育園周辺松林 (C) 1人	(D) 西荒瀬保育園父兄・園児 (E) 20人
	・松陵小第5学年松林枝打ち体験学習の実施支援	(A) H27年11月20日(金) (B) 酒田市宮海宇新林地内 (C) 1人	(D) 松陵小学校5年生 (E) 50人
⑦その他、この法人の目的を達成するための事業	・平成26年度庄内森づくり報告会	(A) H27年1月31日(土) (B) 鶴岡市西郷地区農林活性化センター (C) 3人	(D) 庄内の森づくり活動に関わる団体 (E) 100人
	・出羽庄内公益の森づくりを考える会 検討会議	(A) H27年2月3日(火) H27年3月18日(水) (B) 公益文科大学 三川町消防学校 (C) 1人	(D) 庄内の森づくり活動に関わる団体 (E) 50人

⑦その他、この法人の目的を達成するための事業	・松原再生計画見直し検討チーム会議	(A) H27年3月9日(月) (B) 公益文科大学 (C) 1人	(D) 山形県民 (E) 不特定多数
	・松枯れ対策講習会	(A) H27年5月29日(金) (B) 鶴岡市西郷地区農林活性化センター (C) 1人	(D) 庄内の森づくり活動に関わる団体 (E) 30人
	・庄内海岸林松くい虫被害対策強化プロジェクト会議	(A) H27年6月5日(金) H27年10月8日(木) (B) 遊佐町役場 (C) 1人	(D) 山形県民 (E) 不特定多数

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数
①森林資源を利用した観光土産品や製品の開発製造販売	本年度は実施しなかった。	—	—
②木質バイオマス利用及び関連機器の販売	本年度は実施しなかった。	—	—
③森林関係を業とする起業の育成業務	本年度は実施しなかった。	—	—
④環境産業や公益企業の雇用の促進・創出に関する業務	本年度は実施しなかった。	—	—

## 【付 表】

## 特定非営利活動法人庄内海岸のクロマツ林をたたえる会

平成27年度 事業等一覧 (平成27年1月1日～平成27年12月31日)

実施期日	内 容	場 所	備 考
1月31日(土)	平成26年度庄内森づくり報告会	西郷地区農林活性化センター	3名参加
2月3日(火)	出羽庄内公益の森づくりを考える会検討会	公益大	1名出席
2月8日(日)	理事会	公益大カフェテリア	
2月8日(日)	県営及び市営風力発電事業環境影響評価説明会	公益大	1名出席
3月9日(月)	松原再生計画見直し検討チーム会議	公益大・教育棟	1名出席
3月18日(水)	出羽庄内公益の森づくりを考える会検討会議	三川・旧消防学校	1名出席
3月20日(金)	日本損害保険代理業協会・グリーン基金贈呈式	産業会館・樺	砂山理事長、高橋副理事出席
4月11日(土)	理事会	公益大カフェテリア	
4月24日(金)	平成27年度総会開催	酒田市勤労者福祉センター	
4月25日(土)	山をきれいにする運動	酒田市光ヶ丘	2名参加
"	松林ボランティアオーナー活動	酒田市浜中字八間山	3名参加
4月30日(木)	光陵高校森林ボランティア活動	酒田市光ヶ丘松林	1名参加
5月16日(土)	理事会	パートナーシップオフィス事務所	
5月23日(土)	西荒瀬保育園・しんちゃんの森整備活動	園周辺松林(しんちゃんの森)	1名参加
5月26日(火)	酒田市光ヶ丘松林ボランティア準備会議	万里の松原・フォレストパル	理事長出席
5月29日(金)	松枯れ対策講習会	西郷地区農林活性化センター	理事長出席
6月5日(金)	第1回庄内海岸林松くい虫被害対策強化プロジェクト会議	遊佐町役場	理事長出席
6月13日(土)	理事会	公益大カフェテリア	
6月27日(土)	酒田市光ヶ丘松林ボランティア中止、有志で作業	万里の松原林内	5名参加
7月11日(土)	松林ボランティアオーナー活動	酒田市浜中字八間山	6名参加
8月15日(土)	理事会	公益大カフェテリア	
8月30日(日)	海岸林見学学習会の現地見	庄内海岸林遊佐方面	3名対応
9月3日(木)	パートナーシップオフィスと補助事務委託契約	パートナーシップオフィス事務所	
9月4日(金)	酒田市光ヶ丘松林ボランティア準備会議	万里の松原・フォレストパル	理事長出席
9月5日(土)	海岸林見学学習会事前準備歩道刈払い	藤崎、吹浦	2名対応
9月13日(日)	第5回海岸林見学学習会	十坂コミセン～遊佐方面海岸林	25名参加
"	同上終了後、森 繁哉氏と話し合い	公益大カフェテリア	3名対応
9月26日(土)	酒田市光ヶ丘松林ボランティア	万里の松原林内	3名参加
10月8日(木)	第2回庄内海岸林松くい虫被害対策強化プロジェクト会議	遊佐町役場	理事長出席
10月14日(水)	森 繁哉氏を海岸林案内と今後の活動アドバイス	公益大～現地	理事長対応
10月24日(土)	理事会	公益大カフェテリア	
11月3日(火)	クリーンアップin浜中・十里塚	十里塚海岸林、浜中松林	3名参加
11月14日(土)	「砂防林を育てよう」の実施	酒田市立美術館周辺松林	4名参加
"	松林ボランティアオーナー活動	酒田市浜中字八間山	4名参加
11月20日(金)	松陵小第5学年松林枝打ち体験学習	酒田市宮海字新林地内	1名参加
11月21日(土)	第1回卒原発の進め方を考えるフォーラム	酒田市勤労者福祉センター	1名出席
12月6日(日)	西山地区森林整備ボランティア	遊佐町比子	1名参加
12月13日(日)	理事会	公益大カフェテリア	
12月20日(日)	第11回クロマツシンポジウム開催	酒田市勤労者福祉センター	52名参加
周年	ホームページ開設事業	アクセス数: 310778件(平成28年1月1日現在)	

(平成27年1月1日～平成27年12月31日)

## 収入の部

△減少

科目	予算額	決算額	増減	摘要
会費収入(一般会員)	105,000	90,000	△15,000	30名×3000
会費収入(賛助会員)	150,000	140,000	△10,000	14団体×10000
補助金	200,000	283,000	83,000	みどり環境公募事業
寄付金	100,000	120,000	20,000	日本代協グリーン基金、日和山楽団、やまがた代協
雑収入	70,000	83,574	13,574	パンフレット他頒布、預金利息他
前期繰越金	26,429	26,429	0	
合計	651,429	743,003	91,574	

## 支出の部

科目	予算額	決算額	増減	摘要
事業費	200,000	403,020	203,020	海岸林見学会、クロマツシンポジウム
会議費	10,000	1,720	△8,280	
事務局費	100,000	100,000	0	
事務用品費	30,000	3,160	△26,840	
支払手数料	10,000	2,862	△7,138	銀行振込手数料
通信費	130,000	66,775	△63,225	HPプロバイダー料、ハガキ、切手など
賃貸料	110,000	68,083	△41,917	HPリース料
旅費交通費	20,000	0	△20,000	
印刷費	10,000	48,186	38,186	総会資料、パンフレット印刷
予備費	31,429	6,000	△25,429	万里の松原受賞参加・酒代等
合計	651,429	699,806	48,377	

(収入合計) 743,003 円 - (支出合計) 699,806 円 = 43,197 円 (次年度へ繰越す)



## 会計監査報告

平成27年度NPO庄内海岸のクロマツ林をたてる会の決算を監査したところ、会計簿、貯金通帳等、適正に執行されていることを認め報告いたします。

NPO 庄内海岸のクロマツ林をたてる会 理事長 高橋 寿昭 様

平成28年3月17日

平成28年3月17日

監事 大江 和博  村上 修一 

クロマツの会 定款変更について (案)

新 (変更後)	旧 (現行)
<p>(種別及び定数)</p> <p>第13条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 <u>5人以上10人以内</u></p> <p>(2) 監事 <u>1人以上2人以内</u></p> <p>2. 理事のうち、1人を理事長、<u>1人</u>を副理事長とする。</p>	<p>(種別及び定数)</p> <p>第13条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 <u>8人以上20人以内</u></p> <p>(2) 監事 <u>1人以上5人以内</u></p> <p>2. 理事のうち、1人を理事長、<u>3人</u>を副理事長とする。</p>
<p>(役員の職務)</p> <p>第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。</p> <p><u>2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</u></p> <p><u>3. 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の常務を処理する。また、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。</u></p> <p><u>4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</u></p> <p><u>5. 監事は、次に掲げる職務を行う。</u></p> <p>(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。</p> <p>(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。</p>	<p>(役員の職務)</p> <p>第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。</p> <p><u>2. 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の常務を処理する。また、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。</u></p> <p><u>3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</u></p> <p><u>4. 監事は、次に掲げる職務を行う。</u></p> <p>(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。</p> <p>(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。</p>
<p>(開催)</p> <p>第25条 通常総会は、毎年1回開催する。</p> <p>2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認め、<u>招集</u>の請求をした</p>	<p>(開催)</p> <p>第25条 通常総会は、毎年1回開催する。</p> <p>2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認め、<u>召集</u>の請求をした</p>



<p>とき。</p> <p>(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって<u>招集</u>の請求があったとき。</p> <p>(3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から<u>招集</u>があったとき。</p>	<p>とき。</p> <p>(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって<u>召集</u>の請求があったとき。</p> <p>(3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から<u>召集</u>があったとき。</p>
<p>(招集)</p> <p>第26条</p> <p>3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。</p>	<p>(召集)</p> <p>第26条</p> <p>3. 総会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。</p>
<p>(表決権等)</p> <p>第30条</p> <p>2. やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p>	<p>(表決権等)</p> <p>第30条</p> <p>2. やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者若しくは表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p>
<p>(開催)</p> <p>第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事長が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって<u>招集</u>の請求が</p>	<p>(開催)</p> <p>第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事長が必要と認めたとき</p> <p>(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって<u>召集</u>の請求が</p>

<p>あったとき。  (3) 第16条第4項第5号の規定により、監事から<u>招集</u>の請求があったとき。</p>	<p>あったとき  (3) 第16条第4項第5号の規定により、監事から<u>召集</u>の請求があったとき</p>
<p>(招集)  第35条  3. 理事会を<u>招集</u>するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも<u>会日の3日前</u>までに通知しなければならない。</p>	<p>(召集)  第35条  3. 理事会を<u>召集</u>するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。</p>
<p>(表決権等)  第38条  2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、<u>書面又は電磁的方法</u>をもって表決することができる。</p>	<p>(表決権等)  第38条  2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、<u>書面</u>をもって表決することができる。</p>
<p>(議事録)  第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  (1) 日時及び場所  (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (<u>書面又は電磁的方法による表決者</u>にあっては、その旨を付記すること)  (3) 審議事項  (4) 議事の経過の概要及び議決の結果  (5) 議事録署名人の選任に関する事項  2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p>	<p>(議事録)  第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  (1) 日時及び場所  (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (<u>書面表決者</u>にあっては、その旨を付記すること)  (3) 審議事項  (4) 議事の経過の概要及び議決の結果  (5) 議事録署名人の選任に関する事項  2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p>
<p>(事業年度)  第50条 この法人の事業年度は、毎年<u>5月1日</u>に始まり、<u>4月30日</u>に終わる。</p>	<p>(事業年度)  第50条 この法人の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>に始まり、<u>12月31日</u>に終わる。</p>
<p>附則  1. この定款の一部変更は、所轄庁の認定の日(平成28年 月 日)から施行する。  2. この法人の平成28年度の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、平成28年1月1日から平成29年4月30日までとする。</p>	

議 4 号

平成 28 年度 事業計画案

平成 28 年 1 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日まで (定款変更後)

特定非営利活動法人 庄内海岸のクロマツ林をたたえる会

1. 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容
(1) 庄内海岸砂防林の保全整備	① 松林ボランティアオーナー活動の実施 ② 光ヶ丘松林ボランティア・「砂防林を育てよう」(酒田市)などへの活動実施協力
(2) 歴史的遺産としてのクロマツ林の公益性を啓発するための企画	① 第 6 回海岸林見学学習会 ② 第 12 回クロマツシンポジウム ③ 庄内砂丘の海岸林パンフレット、書籍、DVD等の販売、頒布、HPによる情報発信などの普及啓発活動
(3) クロマツ林の歴史資料の保存管理を図り合わせて国際交流に資する	特になし
(4) 間伐材などの有効利用と継続可能資源としての研究開発	
(5) 砂防林に親しみ、癒される体験型観光の提言立案	
(6) 子どもたちや高齢者の心身の健康に供する作業企画	・要請に応じて随時活動を実施
(7) その他、この法人の目的を達成するための事業	・出羽庄内公益の森づくりを考える会 検討会議等への参加

2. その他の事業 (以下、今年度は特に事業の予定なし)

- (1) 森林資源を利用した観光土産品や製品の開発製造販売
- (2) 木質バイオマス利用及び関連機器の販売
- (3) 森林関係を業とする起業の育成業務
- (4) 環境産業や公益企業の雇用の促進・創出に関する業務

## 平成 28年度 予 算 書 (案)

(平成28年1月1日～平成28年12月31日)

429.4.30

## 収入の部

単位:円

科 目	予算額	前年予算額	増減	摘 要
会費収入(一般会員)	120,000	105,000	15,000	40人×3,000
会費収入(賛助会員)	140,000	150,000	△10,000	14社×10,000
補助金	0	200,000	△200,000	
寄付金	110,000	100,000	10,000	日本損害保険代理業協会、他
雑収入	70,000	70,000	0	
前期繰越金	43,197	26,429	16,768	
合 計	483,197	651,429	△168,232	

## 支出の部

単位:円

科 目	予算額	前年予算額	増減	摘 要
事業費	60,000	200,000	△140,000	クロマツシンポジウム、海岸林見学学習
会議費	10,000	10,000	0	役員会、総会
事務局費	165,000	100,000	65,000	事務局費、事務代行費
事務用品費	10,000	30,000	△20,000	事務用品、消耗品
支払手数料	10,000	10,000	0	振込手数料
通信費	10,000	130,000	△120,000	送料、切手等
委託費	140,000	110,000	30,000	ホームページ委託
印刷費	40,000	10,000	30,000	資料作成、コピー代
旅費交通費	10,000	20,000	△10,000	
予備費	28,197	31,429	△3232	
合 計	483,197	651,429	△168,232	